わった方

## 届出をお忘れなく 国民健康保険への

# ☑国民健康保険から新しい保険に変

わった方は、国民健康保険の喪失の 国民健康保険から新しい保険に変 届出が必要です。 就職や結婚などにより、 田原市の

する方全員のもの/コピー可)③認め 険証②新しい保険証(いずれも喪失 ▼必要なもの=①国民健康保険の保 (世帯主以外が届出を行う場合)

## ✓離職などにより、現在どの健康保 険にも加入されていない方

行う場合 書類②認め印 喪失した証明または退職日が分かる ▼必要なもの=①健康保険の資格を 国民健康保険への加入が必要です。 (世帯主以外が届出を

▼保険年金課

☎23局2149壓23局0180



# 軽自動車税の減免制度

軽自動車を所有している場合、 請してください。 が必要ですので、 る制度があります。 の程度により軽自動車税が減免され この制度を受けるためには手続き 身体または精神に障害のある方が 対象となる方は申

場合②障害のある方と生計をともに る証明が必要な場合もあります) 者が運転する場合(常時介護者であ ある方のみの世帯のため、常時介護 している方が運転する場合③障害の ▼対象 = ①障害のある方が運転する

▼申請期限=5月25日(月)

▼稅務課

☎23局3510™23局0180

## 課税明細書の送付 固定資産税

書と併せて、お持ちの土地と家屋の 課税明細書を郵送します。 5月中旬に固定資産税の納税通知

普通徴収

特別徴収

納期

算定額

納期

算定額

第1期

4月

前年度の国保

税額のそれぞ

れ1/8の税額

4月期

第2期

6月

第3期

8月

6月期

前年度の2月期と同額

※納付については口座振替が便利です。

第4期

9月

8月期

第5期

10月

た残額の各納期それぞれ1/6の税額

10月期

年税額から第1期・第2期の税額を差し引い

第6期

11月

第7期

12月

12月期

年税額から4月・6月・8月期

の税額を差し引いた残額の各 納期それぞれ1/3の税額

第8期

2月

2月期

内容をご確認のうえ、不明な点は

▼税務課

お問い合わせください。

☎23局3510≤23局0180

## 国民健康保険税

# ☑仮徴収分の納税通知書の送付

## ■普通徴収の方

月中旬に送付します。 定していないため、 第1・2期分の納税通知書を、 前年の所得額などが確 暫定の額を納 第1.2期分 4

2月期と同額になります。

■年税額の通知

暫定の税額となります。暫定の額は 所得額などが確定していないため、

ぜひご利用ください 表のとおりです。 8月に通知します。 ▼保険年金課 年税額は7月に算定(本算定)し、

各納期の税額

☎23局2149№23局0180

福祉のため、白米150㎏ した。ご厚意に感謝します。 ▼12月9日、匿名希望の方から社会 次の方々からご寄付をいただきま

## \*ふるさと寄附金\*

20万円。 ▼ 2 月 18 日 匿名希望の方から金

8月

す。4月2日以降に国民健康保険に

のそれぞれ8分の1の額となりま

に納税通知書を送付します。 加入された場合は、第3期

■特別徴収の方

徴収開始通知書を、4月上旬に送付

4月期・6月期・8月期分の特別

します。各月分の納付額は、

前年の

度(平成26年度)

の国民健康保険税

ていただきます。暫定の額は、